



木古内交通

令和7年 第 3 号

木古内警察署
北のひろめーる
2月25日発行

全席シートベルト着用を！！

シートベルトは万が一交通事故が起きた場合の”**命綱**”になります。
シートベルトを着用することにより、守られる命があります。
車に乗ったら後部座席も含めて全席着用しましょう！

〈着用による生存可能性〉

過去5年における四輪乗車中
死者の内、シートベルトをしていた
ならば生存していたと推測される人数は

- 運 転 者 52人(56.5%)
- 助 手 席 4 人(57.1%)
- 後部座席ほか 19人(79.2%)

という結果でした。



衝突時の衝撃は速度が上がるにつれて大きくなります

時速40キロ～**約6m** の高さから落下したときと同じ

時速60キロ～**約14m** 衝撃となります。

時速80キロ～**約25m** (※高さ14m～5階建てビルに相当)

令和4年3月から木古内町まで延伸となった函館・江差自動車道では、冬型の交通事故が多発しています。

運転する際には、運転席だけでなく、後部座席に乗車している方もシートベルトを着用しなければ、重大な事故に発展するおそれがあります。

交通事故の被害を軽減するためにも、運転をする前に、乗車する方と一緒にシートベルトの確認を徹底しましょう。



《SNSでの闇バイト勧誘に注意！不審を感じたら#9110まで！！》